

令和6年第4回定例会

江東区教育委員会会議録

令和6年4月26日（金）

江東区教育委員会

令和6年第4回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年4月26日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和6年4月26日（金）午前11時13分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱 瀧澤庶務課長、西尾学校施設課長（整備担当課長兼務）、佐久間学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長、菅原文化観光課長

6 議題

- 日程第1 議案第17号 江東区芭蕉記念館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第2 議案第18号 江東区深川江戸資料館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第3 議案第19号 江東区中川船番所資料館条例施行規則の一部を改正する規則

7 報告事項

- (1) 令和6年4月7日現在の児童・生徒数について
- (2) 令和6年度新1・7年生の学校選択結果について
- (3) 令和6年度教員の異動状況について
- (4) 令和6年度江東区教育委員会研究協力校（園）等について
- (5) 令和5年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況について
- (6) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について
- (7) 「5to9マンデーなんでもチャット相談」の実施結果について
- (8) 令和5年度就学相談の状況について

8 協議事項

- (1) 令和7年度使用教科用図書採択について
- (2) 江東区立学校教科用図書採択資料作成委員会委員について

9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和6年第4回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第17号 江東区芭蕉記念館条例施行規則の一部を改正する規則、日程第2 議案第18号 江東区深川江戸資料館条例施行規則の一部を改正する規則、日程第3 議案第19号 江東区中川船番所資料館条例施行規則の一部を改正する規則、これらは互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

青柳教育委員会事務局次長 議案第17号 江東区芭蕉記念館条例施行規則の一部を改正する規則、議案第18号 江東区深川江戸資料館条例施行規則の一部を改正する規則、議案第19号 江東区中川船番所資料館条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和6年4月26日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出いたします。

菅原文化観光課長 それでは恐れ入ります、資料1、資料2、資料3を御覧いただければと思います。今般、芭蕉記念館条例施行規則第1号を改正する規則、それから深川江戸資料館、そして中川船番所資料館、いわゆる歴史3館の条例の施行規則、こちらの改正ということで御提出をさせていただきました。

内容といたしましては、1、改正の理由で記載してございますが、いずれの施設につきましても、施設利用、いわゆる貸館業務等も行っておりまして、その際に発行する領収書等について、いわゆるインボイスへの対応、こちらを図る様式とするものでございます。施行規則の中に様式が定められておりますので、そちらの様式を改正するという形になります。

2、改正の概要でございます。これまでの設備利用承認書、領収書に記載された事項に加えまして、①、②、③にございますこちらの事項を追加するというもので、この表記を改める内容となっております。

3、新旧の対照表でございますが、それぞれ資料の2ページから3ページにおつけしてございます。

また、改正前、改正後の様式につきまして、4ページから7ページの間に記載してございます。

また、施行日につきましては公布の日より施行することといたしたい

と考えております。

説明のほうは以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。インボイス対応に合わせたというのが基本なのかと思うんですけど、そういう意味では、ちょっとこれをやるのは遅いんじゃないかという気がしてまして、それで今このタイミングまでで不利益を受けている方はいないのかなというのが心配になったんですけど、その辺どのように。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

菅原文化観光課長 御質問ありがとうございます。実はこちらの改正、領収書の様式変更につきましては、既に実はもう10月から対応が始まっておりますので、こちらに合わせて各施設で様式の変更は既に行わせていただきました。システム変更等、利用者の方には御迷惑はかからないような形で、実務上の運用や領収書等の発行は行われております。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1、日程第2、及び日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

なお、文化観光課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

菅原文化観光課長 失礼いたします。

本 多 教 育 長 それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項1 令和6年4月7日現在の児童・生徒数についてを説明願います。

学務課長。

佐久間学務課長　それでは、資料4、令和6年4月7日現在の児童・生徒数についてを御覧ください。

まず小学校についてでございます。左側の大きな表でございますが、一番下の合計欄を御覧ください。全ての学年の合計で、児童数は2万4,380名、学級数は852学級となっております。

次に、右側の上の表ですが、こちらは中学校の合計になります。合計欄、生徒数が7,996名、256学級ということになってございます。

また、一番下の表に記載の義務教育学校、有明西学園につきましては、前期課程が993人、30学級、後期課程が283人、9学級、合計で1,276名、39学級となっております。

昨年との比較でございますが、小学校及び義務教育学校前期課程の合計数は、児童数が197名の減、一方、学級数につきましては14学級の増ということになってございます。これは、法改正により段階的に全学年の35人学級化が進んでおりまして、昨年度は1年生から4年生までがその対象でしたが、今年度は5年生まで対象が広げられていることが主な要因となっております。

次に、中学校及び義務教育学校後期課程の昨年との比較でございますが、生徒数が73人の減、学級数が4学級の増というふうになってございます。

なお、中学校及び義務教育学校後期課程につきましては、40人学級が基準とされていますけれども、このうち1年生、7年生につきましては、1学級の生徒数が35人を超える学校を対象に、東京都から教員1名の加配措置が行われます。加配措置を受けた学校につきましては、35人学級にするための学級数の増、もしくは教員が2人以上になるようなチームティーチングなどを選択できることになっておりまして、今年度加配対象になった9校につきましては、3校が学級数増、6校がチームティーチングを選択しております。

最後に右下の表、幼稚園の合計数ですが、園児数が625名、42学級となっております。昨年との比較では、120名、3学級の減というふうになってございます。

説明は以上となります。

本多教育長　本件について質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員　今の中学校の加配の選択の話なんですけれども、これはそれぞれの中学校の校長先生の判断にお任せしていると。教育委員会としては特にどちらでもいいですよということでやっていらっしゃるのか。

それで、加配の先生を選択するのと教室を増やすのとどちらかということなんですけど、それぞれどういう点がメリットなのかなど思っているんですが、分かりますでしょうか。

本多教育長 学務課長。

佐久間学務課長 まず、1点目の学級数の増で対応するのか、チームティーチングにするのかという選択の判断ですけれども、こちらは各学校長のほうにお任せしております。

それぞれのメリットについてですけれども、35人学級というのは、基本的には35人学級でいきましょうという指針になっておりますので、それに対して対応していく、チームティーチングにつきましては、その学校の児童の関係で、各学校校長のほうで適正なチームティーチングで教育をしていくというところで、メリットがあるという判断をしているというふうに考えております。

本多教育長 じゃ、僕のほうから追加して説明しておきますけど、これは微妙なんです。中学1年生だけなんです。要は、2年生になったら40人なので、学級を増やしたところで、2年生になったら戻さなきゃいけない状況になっちゃうんです。なので、学校としては、1年生のときに、例えば4学級を選択して丁寧に見ることができても、2年生になったときには3学級に戻さなきゃいけない。

鈴木委員 ということですよ。

本多教育長 はい。なので、メリットとしては、1年生のときに丁寧に見ることができる——要するにこどもの数が少ないから——ということもできますけれども、2年生になったら、もっと言うと加配の先生もいなくなっちゃうので、教員が学級数を維持できなければ、過員になっちゃうんです。そういった状況もあるので、学校として非常に難しい判断なんです。

あともう一つは、教室が足りないような学校も、結構いっぱいいっぱいになってくるところもあるので、学級数を増やせないところもある。それと学級数を増やすと、要するに授業のこま数が増えるわけです。そうやってきたときに、先生方が、どの教科の先生が何人いるかということによつての授業のこま数も変わってくるので、そういった複雑な要因がたくさんあるんです。

なので、ぱっと見ると学級を分けたほうがいいよねと思いがちなんですけど、いろんな複雑な要因が絡んでいるので、先ほど学務課長から報告があったように、学級を細かく分けているところもあれば、チームティーチングとあって、教員は1人増えているけれども学級は解体しない

という選択をしているところもあるので、それぞれ校長としても難しい判断をしているところではありますので、どちらにしても教員が1人増えますから、丁寧に見られることには変わりはないので、そこはちゃんと成果が上がるように、我々としても見ていきたいなというふうに思っています。

以上です。

じゃ、鈴木委員。

鈴木委員 これは要するに、実質的には教室がなきゃできないということですよ。余っている余裕教室が。もう一つ増やそうと思っても、1年生だけ3から4クラスに変えようと思っても、2年生になったらまた元に戻るし、しかも空き教室がなければ実質的にはできないので、その加配のチームティーチングを選ばざるを得ないということになってくるのかなと思って、制度的にはちょっと欠陥があるんじゃないかなと私はちょっと今思いました。

以上です。

本多教育長 これは中1ギャップ加配という名前がついていて、中学校1年生に、やっぱり小学校から上がったときに、なかなか適応できない子どもたちがいることもあるので、丁寧に見るために、その1年生のときだけ35人学級という形にしてという、これは東京都が独自にやっていることなので、いい部分もあり、難しい部分もあるというのは確かにそのとおりです。

理想を言ってしまうと、小学校はここまで5年生まで35人学級で上がってきましたので、来年6年生まで全員35人になるので、その後中学校までどんどん上がっていただければ、それにこしたことはないなというふうに思っているところです。

以上でございます。

ほかいかがでしょうか。

安部委員。

安部委員 ありがとうございます。今のその中1ギャップの解消のための制度というのは、ルールとしてはすごくいいことかなと思うんですけど、江東区においては体感として子どもがたくさんいますよと。それで、にもかかわらず教員の数が追いついていないという現状があるのに、例えば中学校の先生方が、施設としては充足していて、クラスが増やせたとしますよね。でも、じゃ、お願いしますと言ったら、本当に教員が集まるものなのかなというのがちょっと疑問だったんですけど、手を挙げてくれたところはすぐ充足していたんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 今年度、教員の欠員は小学校1名のみとなっております、中学校につきましても十分配置ができています。

本多教育長 今、室長からも報告があったように、都全体で一応そこは充足しているというところなので、中学校についてはカバーできているという状況であります。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和6年度新1・7年生の学校選択結果についてを説明願います。

学務課長。

佐久間学務課長 資料5、令和6年度新1・7年生の学校選択結果についてを御覧ください。

まず、1ページの小学校及び義務教育学校前期課程についてですけれども、46校の合計数につきましては、表の最下段、左から2列目にありますとおり、令和6年4月7日現在、新1年生の入学者数の合計は4,074名で、そのうち通学区域内から3,539名、通学区域外から535名となっております。535名の内訳としましては、学校選択が513名、指定校変更が15名、区域外就学が7名となっております。学校選択の希望がかなわず、補欠のまま残ってしまった方につきましては、今回5校、33名となっております。

なお表の右側につきましては、参考としまして、区域内の児童のうち、ほかの区域の小学校へ入学した児童数を記載しております。

表の左側の記号でございますが、二重丸がついている学校は、学校選択希望者が受入れ可能人数を上回ったため抽せんを実施した学校で、今回は12校ございました。また、黒いひし形がついている学校は、主要対策上の理由から、兄や姉が在学中であるか、または通学区域内に転居が確実な場合を除き、原則として学校選択希望を受け付けなかった学校で、7校となっております。

学校選択による入学者の割合でございますが、右下の欄外にありますとおり、今回は指定校変更を含め13.0%でした。この割合は、平成25年度以降低下傾向となっております。

次に、中学校及び義務教育学校後期課程について説明いたします。恐れ入りますが、裏面を御覧ください。24校の合計につきましては表の最下段にあるとおり、新1・7年生の入学者数の合計が2,700名で、そのうち通学区域内からの入学者が2,043名、通学区域外からが657名となっております。657名の内訳としましては、学校選択が6

47名、指定校変更が6名、区域外就学が4名となっております。

また、抽せん実施校は21校ございましたが、うち20校は全員繰上げ当選となり、学校選択の希望がかなわなかった生徒につきましては、1校で27名となりました。

学校選択による入学者の割合は、右下欄外に記載のとおり、指定校変更を含め24.2%でありまして、令和4年度以降につきましては増加傾向でございます。これは区立中学校の生徒数の減少に伴い、選択希望校へ当選する割合が高まったためと考えております。

説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和6年度教員の異動状況についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、令和6年度教員の異動状況について御報告いたします。資料6を御覧ください。

1の一般教員の欄を御覧ください。上段から区内での転出入、区外からの転入、区外への転出、新規採用、退職となっております。区内での異動者数は右側の合計欄にありますように、幼小中、義務合わせて58名で、昨年と比べ6名の増加。区外からの転入者数は小中、義務合わせて208名で、昨年と比べ36名の減少。区外への転出者数は小中合わせて188名で、昨年と比べ31名の増加となっております。区外からの転出者及び転入者ともに、昨年より増加しております。新規採用教員については107名でほぼ横ばいとなっております。

区外から転入された教員にも本区の教育について十分理解していただき、力を発揮していただきたいと考えており、江東区長期計画や教育推進プラン・江東を区外からの全教員に配付しております。また、異動直後の教員が個人情報の紛失など服務事故を起こすケースもありますので、管理職には、教職員の状況をしっかりと把握し、適切な早期対応を取るよう指導しております。

2の管理職の異動につきましては、3月の委員会でお示ししたものを基に、今回はお示ししております。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和6年度江東区教育委員会研究協力校（園）等についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長　それでは、令和6年度江東区教育委員会研究協力校（園）等について御報告いたします。資料7を御覧ください。

1は、江東区教育委員会研究指定の研究校でございます。（1）は、令和5・6年度の研究協力園で、今年度2年目を迎え、それぞれ研究発表会を行います。

（2）は、今年度より新たに研究協力園として決定した学校（園）です。令和7年度には研究発表を行います。

（3）は、心の教育を積極的に進める研究校です。いじめや不登校、心の問題の解決に向けては、学校がチームとして指導力を高めていくことが重要であります。そこでそれぞれの学校の課題に基づき、心の教育の一層の推進を図っていくことを目指して研究しております。

（4）は授業改善推進校として、こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）の推進や個別最適な学びの推進など、授業改善について研究した成果を周知することになっております。これまで様々な教育課題を設定しておりましたが、今年度は授業改善に焦点化し、区立学校の授業改善を目指し、指定しております。

2は、東京都教育委員会の研究指定校です。（1）令和6・7年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校で南砂小学校が指定されており、令和7年度に発表を行います。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

（2）は、令和6・7年度東京都教育委員会授業改善拠点推進校で、第四大島小学校が指定されております。

（3）、（4）は、令和5年度を始期とする小学校教科担任制等推進校として東陽小学校、令和6年度を始期とする小学校教科担任制等推進校として第四砂町小学校が指定されております。

（5）は、令和6・7年度東京都教育委員会安全教育推進校で、浅間竪川小学校が指定されております。

（6）は、校内別室指導支援員配置事業対象校となります。不登校児童・生徒数が増加傾向にあり、その要因や背景は複雑・多様化しております。その現状を踏まえ、各学校において校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して、支援員の配置を行う事業であります。小学校13校、中学校13校が指定されております。

（7）は、令和6年度東京都教育委員会学校と家庭の連携推進事業です。いじめや不登校などの生活指導上の課題に対応するために実施されるもので、学校と家庭の連携を深め、課題解決に取り組むもので、小学校6校、中学校4校が指定されております。

3は、国立教育政策研究所の研究指定校で、（1）令和6年度教育課

程実践検証協力校として、カリキュラムマネジメントをテーマに、第二
辰巳小学校が指定されております。これらの研究指定校等の取組の成果
を各校へ広げていくとともに、本区の教育の充実に生かしてまいります。
報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 小学校の教科担任制なんですけど、5年度は東陽小学校をやられたと
いうことです。今年は4月から新しく四砂なんですけど、その成果といいま
すか、これを取り入れて、どういう教科の先生が来られて、どんな形で、
評価はどうかなと思っているんですけども。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 1校目の東陽小につきましては理科の専科教員が入っておりまして、
5・6年においてその授業を分担してやっているというふうに伺ってお
ります。それぞれ授業研究を充実させて、働き方改革にも寄与している
というふうに伺っています。

もう一校の第四砂町小学校は体育科の教員が今年から配置されており、
5・6年のほうで教科担任制をこれから進めていくということ。年
度末に報告会を予定してまして、この成果については学校間で共有す
る予定になっております。

本 多 教 育 長 東陽小学校からも非常にいいという報告を受けているところで、四砂
小も改めてこの年度からですけれども、非常に期待しているところであ
ります。

ほかいかがでしょうか。

本田委員。

本 田 委 員 私、ちょっと今さらなのかもしれないんですけど、この指定校の決め
方というか、手挙げ制だったような記憶があるんですが、そこからどん
なふうにと選考とかがあって決定するのか、もう一度教えていただけます
か。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 本田委員がおっしゃるとおり、幼稚園や小中学校から希望があったと
ころをまず優先しております。その後、指導室のほうで精査をして指定
しているところです。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 江東区教育委員会では、ここで決め、ここで精査されて、東京都は東京都で精査されるんですか。それとも江東区からまた推薦みたいな感じで、東京都に報告するみたいな、そういう形ですか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 例えば人権尊重教育推進校などは、まず区で希望を取りまして、そこで精査をして、該当する学校を都のほうに推薦するという手順を取っております。

本 田 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。今の本田さんの続きっぽいですけど、今まで何校もこの研究協力校の発表みたいのを見せていただいて、先生方も、大変だったけどやってよかったという声を結構聞いていたので、やるべきだとは思いますが、希望、手を挙げるのが前提だというふうになっているんですけど、これは実際にたくさん手が挙がっている状況なんですか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 それぞれの学校（園）で研究は毎年行っておりまして、その流れに沿えば希望したいということで、それぞれの項目については、足りないということはない状況です。ただ、負担であるかもしれないという現状はこちらも把握しているので、発表の方法や内容についてはそれぞれの学校（園）でできるものでやりましょうということで、こちら調整するようにはしております。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。本当に先生方も、気合が入っていても現場もあることだと思うので、バランスを取っていただいて、適度に御指導くださればいいのではないかなと思っています。よろしくお願いします。

本多教育長 今、安部委員からありましたけれども、今大事なのは、教員の働きがいと働きやすさのバランスだと思っているんです。働き方改革と言われている中では、無駄なものは削って、先生方が働きやすくしていく。要するに減らすことをやる。ただ、減らすばかりだと先生方のスキル向上にもならなかったりとか、また、先生方が働いてよかったという働きがいにつながらないというところもありまして、今、安部委員からあったように、やってよかったという声が結構あるので、そのとおりにかなと思っています。

それで、ただ中には負担という声もあるので、今、指導室長からあったように、そこは学校のやり方に合わせて、また、実はこのコロナを越えて、オンラインができるようになったりというところもありますので、いろいろ様々工夫して、旧態依然とした昔の研究発表をするのではなくて、研究発表のやり方も工夫してやっていく、よりよい形でできるようなことを考えていますので、そういった部分では、我々も学校の負担を増やすことなく、働きがいを高められるようにしていきたいと思っています。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和5年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、江東区立中学校及び義務教育学校後期課程生徒進路状況について御報告いたします。資料8を御覧ください。3月の委員会では令和6年3月14日現在の進路状況について報告いたしましたが、今回は令和6年4月16日現在の区立中学校及び義務教育学校後期課程卒業生徒の進路状況についての御報告でございます。

まず卒業生徒数ですが、合計2,879人です。資料上段にあります進路決定者であります。進路決定者は2,873人で、前回の報告2,848人より25人増えており、在籍者数の99.8%となっております。これは昨年度より0.4ポイント増加となっております。

進路の内訳としては、都立学校の進学率は48.5%で、昨年度より0.9ポイント減少しています。公立、私立、都外への進学率は49.9%で、昨年度より0.7ポイントの増加となっております。

次に、資料中段、未決定者についてであります。未決定者数は6人で、在籍者数の0.2%となっております。こちらは昨年度より0.4ポイント減少となっております。3月の報告では進路未決定者数は29人だったので、23人の減少となっております。6人のうち1人が就職希望ですが、6人については今後も進路指導を継続して行っております。

なお、令和4年度卒業生の在家庭者数は12人であり、変化はありませんでした。

本報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 これは昨年も同じことを聞いてしまった気がするんですけど、この表の分けの話なんです。進路決定者の内訳が3つ分かれていると思うんですけど、都立、国立、私立、都外と専修学校、就職相談と。国立、市立、都外って、これは何ですかという話で、私立は分かるんですけど、国立ってどっちかというのと都立寄りなんじゃないのというか、国立と私立一緒にして都外を入れて、これはどういう分けなんだろうなという。

その分かれといいますか、そこにどんな意味があるのか、ちょっと僕には理解ができなくて、都立にどのぐらい行ったのかというのを出しただけなのか、後から歴史的に国立が増えてきて、もともとは私立と都立だけだったのに、こういうのが増えてきちゃったのでここに入れましたという経緯なのか、あろうかと思うんですけど、その辺の経緯と、ちょっと何かここら辺って何を見るためのどういう表なのかというのが明確でないと、つくっていただくほうも何かもったいないかなという気がするんです。

なので、せっかく集計していただいて、意味のある集計にしたほうがいいと思うので、そういう点では、これをどういうふうに思っているのでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 この分け方は東京都への報告もございまして、それを基に作成しているところがありますが、安部委員がおっしゃったように、分けやすいようにというところは検討していきたいと思います。

本多教育長 今、室長からあったとおりなんです。

安部委員 ですよね。

本多教育長 これは結局都に報告する様式がそうなっているというところが、まず1つあります。あとは、国立と都立というのは、基本的に公立の部類ではあるけれど、国立に行くというのは、また都立に行くのはちょっと違うところもあって、傾向としては私立に近いところもあるのでという部分と、あとはもう、根本的には、今、指導室長から報告があったように、

都立の数を明確にしているという部分がまずあって、都に報告するとき
にそうになっているというところと、あとは、我々が公立で指導していく
中では、都立に対する指導というのは都立のやり方がすごく細かくあつ
て、そのことを丁寧にやっていく中で、この分け方になっているという
ところがあるのかなと思いますけれども、まさに安部委員がおっしゃら
れるようなところもあると思うので、今後この報告の仕方については、
さらにちょっと、今、指導室長からあったように、検討ができればなど
思います。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る
調査結果についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果に
ついて御報告いたします。資料9を御覧ください。令和5年度に発生し
た議案について、学校いじめ問題調査委員会における調査が終了しまし
たので御報告いたします。

重大事態については、1の重大事態とはのとおりです。本日御報告す
る3つの事案については、全て1の(2)に関わる議案であります。

2の事業の概要について、(1)事案アについてであります。こちら
は、令和6年度1定にて発生報告をしたものであります。

被害児童は、令和5年度当時小学校の3年生であり、現在は小学校の
4年生に進級しています。主ないじめの対応は、悪口や嫌なことを言わ
れるです。いじめに関わる行為が行われたのは、令和5年4月中旬頃か
ら令和5年7月中旬頃です。

事案の概要についてです。当該児童は令和5年4月中旬頃から、同じ
学級内の複数の児童から悪口を言われたり、たたかれたりするようにな
りました。学校は被害児童の保護者から相談を受けて、関係児童からの
聞き取りを行い、当該児童に対するいじめについて認知するとともに、
関係する児童への指導を実施いたしました。担任は被害児童や被害児童
の保護者と相談しながら、オンライン授業を配信したり、江東区教育支
援センター、ブリッジスクールと連携して支援を行ったりしてきました
が、被害児童は長期の欠席に至りました。

被害を受けた児童はブリッジスクールに通室するとともに、学校の別
室に登校してオンライン授業に参加したり、特定の教科の授業に参加し
たりすることができており、令和6年3月は欠席日数がゼロとなりました。
4年生に進級した4月以降も学校に登校して、所属する学級で得意
とする教科の授業に参加したり、別室でオンライン授業に参加したりす
るなどしております。

続いて、(2) 議案イについてであります。こちらは令和5年10月の定例会で発生報告をしたものでございます。

被害児童は、令和5年当時小学校6年生であり、現在は区立中学校に4月から入学しております。主ないじめの対応は、嫌なことを言われたりされたりするです。いじめに関わる行為が行われたのは、令和5年6月から令和5年7月までです。

事案の概要についてです。当時児童は令和5年6月から、同じ学級内の複数の児童から嫌なことを言われたりされたりするというのを、当該児童及び保護者が学校に伝え、学校はいじめを認知いたしました。学校は関係児童からの聞き取りを行いました。当該児童や保護者が訴えた内容についてのいじめの事実確認はできませんでした。学校は、当該児童の保護者に対して丁寧な連絡や対応を重ね、信頼関係を築いてきました。

当該児童は9月より、江東区教育支援センター、ブリッジスクールに継続して通室し、3月には放課後に登校したり、校長室で給食を食べたりすることができるようになりました。卒業後は区立中学校に進学しております。先日行われた中学校の入学式には参加することができました。引き続き小学校進学先の中学校と連携し、支援を継続してまいります。

続いて(3) 事案ウについてでございます。こちらは令和6年1定にて発生報告をしたものです。

被害児童は、令和5年当時中学校3年生であり、現在は都内私立学校に進学しております。主ないじめの対応は、嫌なことを言われたりされたりするです。いじめに関わる行為が行われたのは、令和5年10月から令和5年12月までです。

事案の概要についてです。学校は、12月に被害を訴えた生徒の申立てにより、関係生徒の聞き取りを実施し、当該生徒に対するいじめを認知しました。担任は、10月にも被害生徒及びその保護者からいじめの訴えを受けました。被害生徒から加害生徒への聞き取りを行う前に、学校いじめ対策委員会などに報告を行うことを見送り、組織的な対応が遅れたことがございます。

被害生徒父親が教育委員会に相談したことで、教育委員会から学校へ連絡し、いじめを認知し、調査を始めました。冬休み以降学校は、被害生徒への面談及び保護者との連絡を小まめに行うことにより、被害生徒は冬休み以降登校することができるようになり、卒業式にも出席いたしました。4月からは都内の私立学校に進学しております。

学校として初期の段階から被害生徒や保護者の思いを聞き取り、組織的に対応することが大切であるため、学校と教育委員会が連携し、再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。いつも何かちょっと思うところがあるんですけど、取りあえずこの事案についてなんですが、これは調査というか、学校で調べた結果、いじめの事実確認はできなかったということなんですけど、なのにいじめの事案なんですかという疑問がちょっとあるんですけど。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 いじめの認知の定義としまして、本人が苦痛であったり、心身の危険を感じる時はいじめと認定されるというものがございますので、訴えを受け取った時点でいじめとして扱っている案件でございます。

本多教育長 もうちょっと説明してください。事実確認であったりのところだと思います。

金指指導室長 いじめの訴えはあるんですけども、事実確認をしたところ、お互いさまであったり、誇張されて学校のほうに伝わっていたりということで、認定には至らなかったというような経緯を伺っております。

本多教育長 安部委員。

安部委員 すみません。ありがとうございます。この事案は大体1対1というよりは1対多みたいな形で、いろんな子から嫌なことを言われたりされたよということで、だんだん嫌な気持ちになっちゃって、つらくなっていったということ、基本的にはその子、被害児童がどうやって復帰できるか、丁寧にやっていってくださっているという経緯を記載してもらっているかなと思うんですけど、加害の子たちにもやっぱりそれなりの指導もすべきだと思うんですけど、そういうことはなぜこういうふうに掲載してこないんですか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 こちらも報告する様式の話になってしまうんですけども、聞き取りのものの被害の訴えと、加害に対する聞き取りというものがございしますが、こちらの報告様式には被害の子を中心とした内容でお伝えしているところはございます。

本 多 教 育 長 実際にやっているのであれば、書いてもいいだろうということですよ
ね、安部委員としては。

安 部 委 員 そうです。指導をきちんとしてくださっているんだったら、こんなふう
に頑張っているよと。頑張っているよの報告じゃないかもしれませんが
けど、そこもセットがいいんじゃないかなという。そうですね。

本 多 教 育 長 今かなりいじめのことで言われていることのひとつには、被害児童が被
害を被っているのに、加害の児童・生徒に対する指導が不十分じゃない
かということです。実際、指導をしているということは当然あるので、
安部委員がおっしゃるように、であればその記載もあっていいんじゃないか。
これはもう検討するべきことかなとは思っています。

あとはそれぞれのいじめの細かな事例にもよるので、例えば本当に一
方的に加害の児童の悪さが明確だった場合の指導の仕方と、そうではな
い場合の指導の仕方は、多少違うかもしれませんが、でもやっぱりい
じめがあったことが事実であれば、当然被害、加害があるわけですから、
その指導はしっかりやるべきだとは思っています。それは報告につい
ても適切にできるように、ちょっと検討させたいなと思います。ありが
とうございます。

安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。今の点、特に自分は身近で小学校の先生とか
とお会いしているので、いじめも事案の程度が様々なのはよく理解して
いるつもりなんです。それに応じて個別に指導をしてくれているパター
ンもあれば、クラスに指導してくださったり、学年としてやんわりとじ
ゃないですけど、改めていじめは駄目だよねというのを教育のカリキュ
ラムに入れてもらったりとかしているのは、もうしょっちゅう見ている
ので、すごくやってくさっているのは分かっていたので、何かもった
いないなという気持ちだけです。

以上です。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この今の報告につい
ては、調査結果の報告ということで、発生の報告は既に室長からあった
ように、教育委員会で報告をしているところでありまして、そのときにも
委員のほうから、保護者からの訴えというところばかりじゃないかとい
う御指摘があったと思うんです。今年度、「Action24」ということで、
先生方の感度を上げようということで見えていこうというふうにしており
ます。

身近なところで発見ができて、早めに対応ができていけば、もしかし

たらそのいじめも、本当に重たいものにならなくて済んだかもしれませんし、重大事態にならなくて済んだかもしれないと考えていくと、そこを見ていく必要があるだろう。

あと、安部委員がおっしゃったように、実はこれは重大事態の報告なので、それ以外のたくさんのいじめの報告、教員が見て発見したものというも、多数あるというふうに思っておりますので、学校の精度を上げていくとともに、やはり被害児童・生徒に寄り添った指導がしっかりとできるようにしていきたいなというふうに思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 「5to9マンデーなんでもチャット相談」の実施結果についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 令和5年度5to9マンデーなんでもチャット相談の実施結果について御報告いたします。資料10を御覧ください。

本事業の目的は、1にあるとおり、いじめ、不登校、友人関係、家庭環境等、様々な悩みを抱えながらも、誰にも相談できない児童・生徒に対して、SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未然に防止するものです。

実施の概要についてですが、2にあるとおり、小学校、義務教育学校の5年生、6年生の児童、区立中学校、義務教育学校の生徒を対象に、令和5年4月10日から令和6年3月25日の毎週月曜日と、8月18日から9月1日は毎日、午後5時から午後9時まで実施いたしました。

実施結果につきましては、3にあるとおり、友達登録者が70名です。これは対象者の約0.4%から登録があったということになります。実際に相談の応答があった件数は119件となっております。

取組内容と主な成果につきましては、4にあるとおりです。児童・生徒に貸与されている情報端末からでも相談できるようにしており、令和5年度より小学校及び義務教育学校の5年生、6年生の児童を追加し、相談対象を拡充したことにより、年間相談実数の39%が小学生、中学生が44%、不明が17%と、小学生からの相談も多かったことが成果と考えられます。

相談の中には、自分自身の心の葛藤や、うれしいことだけれど友達や保護者には恥ずかしくて話しにくいことについて、第三者の窓口だから心のよりどころとして繰り返し活用する事例もありました。

相談内容としては、小学生からの相談も多いことから友人関係が最も多く、次に心身の健康、そして中学生となると学業、進路の相談も出てきます。悩みの大きさに限らず、こどもたちの気持ちに寄り添いながら対応しております。もちろん内容によっては、相談してきた本人の同意を前提に、専門機関へつなぐなどの対応も行っております。

6年度の取組としては、学校へのポスター掲示の依頼ですとか、どうしたらもっと相談しやすくなるか、こどもの意見を取り入れるためのアンケートや聞き取りなどをして、さらなる活用を進めてまいります。御報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。こちらは今課長が言ってくださったとおりで、ちょっと全体として登録も0.4%ということで、実際は相談件数も1000件程度で、少ないのかなという感じで、多ければいいというものでもないのかもしれないんですけど、その辺ってどんなふうに評価されていますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 友達の登録者数については、携帯電話を使って、LINEという形で登録した人数、割合です。実際はChromebookを子どもたちが1人1台持っていますので、そちらで活用したのについては登録という形にはならないので、昨年度より減ってはおりますが、実際に子どもたちはChromebookを使って、小学生が非常に多かったのも、小学校生が恐らく携帯電話ではなくてChromebookからアクセスしたので、それが友達登録というような形、LINEでの登録とはならなかったと考えております。それから相談件数につきましては、前年度から比較して、確かに数だけ多ければいいというものではないけれど、実際に数が少ないということについては子どもたちの視点を取り入れて、さらに活用できるように取り組んでいこうと思っております。

ただ、昨年度の傾向としましては、4月、5月は非常に相談が多かったのですが、1月、2月、3月ですとか、夏休み明けというのが意外と数が伸びなかったのも、もしかしたら4月、5月には非常に悩みがあっても相談できる人が少なかったけれど、だんだん学級になじんできて相談できる友達が増えた、先生に相談しやすくなった、スクールカウンセラーなどにつながっていったケースもあったのかもしれないです。

その辺りははっきりしないのですが、いずれにしろ、やはり一人でも多くの子どもたちがつながればよいと考えておりますので、工夫してまいります。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。この対象というのは、誰にも相談できない児童・生徒ということだと思っんです。実際に1人の環境でアクセスというか、相談しているのか、僕はちょっと疑問だったんです。というのが、月曜日の午後5時から9時までなので、大体お母さんとかいるんじゃないのという感じで、ちょっと環境がよく分からなかったんです。これのアクセスできない理由の一つに、あまり子どもたちを1人きりにさせないというふうにしているじゃないですか、もともと我々が。

 ですので、1人で相談するってなかなか難しいのかなと思ったんです。例えばChallenge Wednesdayの水曜日の午後とかなら比較的時間があるので、何かこういう遅い時間にせずに、水曜日の午後とかそういうタイミングなら、もうちょっと、言いたいけど、もし1人で連絡したい環境がないということが理由だとしたら、そういうのも検討の一つではどうかというふうに感じました。

 あとは、このチャットというのはカメラオンみたいな形で、顔が見えた形でのやり取りをしているか教えていただきたいです。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 カメラは特に使わずに、言葉だけ、文字だけでやり取りをしています。以上です。

安 部 委 員 文字だけ。

木内教育支援課長 はい。

本 多 教 育 長 要するにLINEの画面を想像していただくと。ああいうやり取り。

安 部 委 員 ああ、そうなんですね。なるほど。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
 本田委員。

本 田 委 員 じゃ、まず2つくらい。カードを今いただきましたけれども、これは春と、あと夏休み前に配るという認識で間違いなかったでしょうか。
 それなのに夏以降減るとというのがちょっとどうなのかなと思ったのと、Chromebookでせっかくできるようになったのに、5年生以上というところにこだわるというか、低学年、今どきもう1年生ぐらいからじゃんじゃないか使っているのに、まだ使えないのはどういうことでしょうか。

本 多 教 育 長 じゃ、2点。配る時期とChromebookの件と。

教育支援課長。

木内教育支援課長 配る時期ですが、新学期が始まって一番こどもが不安になる今の時期、それから先ほどお話があったように夏休み前、それから冬休みに入る前、3回配っているところです。ですので、学校のほうでも周知していただいておりますし、最近は保護者にも、配っていることをお伝えしております。というところでのその傾向は、やはりだんだん相談しやすく、友達が増えたりとか、そういうところが原因で減ってくるのかなというふうに考えておりますが、原因ははっきりしておりません。

それから2つ目の、低学年にということです。今年度やってみて、意外に6年生が多かったです。文字でやり取りするということを考えると、5年生、6年生ぐらいになるとやりやすくなっていくのかと思っております。

下の学年に下げていくということも検討していきたいところではありますが、もしかしたら小さい子たちについては、文字で相談するのもいいけれど、やはり身近な人、本当に困ったときに、すぐに保護者ですとか、先生とか、周りの人に相談できるようになることも非常に大切と考えているところです。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。今、本田委員からあったことも含めてですけど、この後こどもたちにアンケートを取ったりとかすると言っているのですが、その中で、もし例えば、いや、小さい子たちも実はそのほうがいいのかという話が出てくればとか、あとは、さっきの相談時間で安部委員がおっしゃってくださったように、Challenge Wednesdayの設定がいいんじゃないかとか、そういったことも含めて、やはり検討の余地は様々あるだろうなというふうには思っています。

登録の数が少ないということは、やっぱり悩んでいる子が少ないのかなという見方もあるかもしれませんが、ただ気楽に相談できるようにしていくということはすごく大事で、私は相談のハードルを下げるということがすごく大事だとは思っているんです。

今報告があった中で細かく聞いてみると、何気ない相談が実は小学生は結構あって、でもそれで落ち着くということもあるので、あっ、相談できるところがここにあるとか、相談した経験があるとかということは、すごく大事だと思うんです。今後に向けても。なので、今各委員から出たことは非常に検討すべき課題だなと僕は思っていますので、今後に向けて何ができるかというところを、こどもたちの意見を参考にしながら、よりよいものにできればいいかなと思っております。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 8 令和 5 年度就学相談の状況についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 資料 1 1 を御覧ください。項目 1 の取扱総件数について報告いたします。

総計の最上段 3 7 3 件が実際の就学相談につながった件数です。丸括弧 3 3 0 件という数字は令和 4 年度の数字であり、以下同様です。就学支援委員会扱いの 3 3 1 件は、年間のスケジュールに乗って対応したケースを意味しております。例年 7 月頃から 3 月頃まで、2 5 回程度開催しております。事務局扱いというのは、転学対応や施設入所など、定例の就学支援委員会で取り扱うのではなく、事務局で対応したケースであり、4 2 件に対応いたしました。継続相談は文字どおり、今後に向けて相談を継続している検査のみを行ったなどとなります。

これらの総計は 5 2 2 件でした。総計は丸括弧内の令和 5 年度、前年度から 4 3 件増加しております。高止まり傾向が続き、年度によって対象となるこどもの実態が異なり、増減は見られるものの、特別支援教育への理解や認知が広がり、保護者の就学相談に対するハードルが下がっていることが、令和 5 年度の増加の要因であると分析しております。

小学校、中学校ごとの内訳は下の欄のとおりです。電話だけではなく、電子申請サービスを利用して就学相談の申込みができるようになりました。約 5 4 % が電子申請を活用され、定着してきております。

2 の小学校就学先一覧ですが、縦軸の数字は就学支援委員会の判断結果を、横軸は実際の就学先を示しております。左上から右下に向けて網かけになっている部分の人数が、就学相談による判断の結果と実際の就学先が一致した件数のラインとなっております。例えば 8 8 名のところの意味合いですが、就学相談では、知的の特別支援学級と判断されたお子様のうち、1 8 名が通常の学級に就学したことを意味しております。

3 の中学校就学先一覧ですが、表の見方は小学校と同様です。

御報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 ごめんなさい。ちょっと見方というか、考え方を教えてほしいんですけど、この上段の 1 のほうの就学支援委員会と事務局扱い、この 2 つに分かれていると思うんですが、これって具体的にはどういうパターンというか、意味合いで分けているのかとか、教えていただけませんか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 就学支援委員会は、通常どおり就学相談のほうに申し込んでいただいて、通常の手続を取ってという件数です。事務局扱いというのは、個別のケースも非常に多いのですが、例えば障害が重いので、もう既に医師の診察記録など保護者のほうがお持ちになっているので、すぐに判断できるケースですとか、区外の特別支援学校にもう入っていたお子様が、区内の特別支援学校に移る場合ですとか、海外から急に転居してくるといようなケースですとか、年度末、ほかの地区で既に就学相談は受けていて、資料はそろっているといた個別のケースに当たります。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ちょっと難しいんですけど、保護者からすると窓口は1つと置いていいんですか、行き先は。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 基本的には就学相談のほうに申し込んでいただいております。個別のケース、例えば海外から来たりというとき分からなければ教育支援課のほうに御連絡いただければ、丁寧に1つずつ御案内いたします。

以上です。

本 多 教 育 長 今、ワンストップ相談という形にしていますので、どんな電話がかかってきても適切なほうにちゃんと御案内できるようにはなっていますので、今説明があったように、就学相談なんですけどみたいな話とか、電話がかかってくればその中で、状況によっては事務局扱いの形に流れていくし、就学支援委員会のほうにかかる部分にもなっていくし、そういったところは適切に御相談内容で変えていく形にはなっているかなというふうに思います。

ほかいかがでしょうか。
本田委員。

本 田 委 員 通常級に行った場合のケースなんですけれども、小学校だと小1支援員のほかに、恐らく支援員さんが別につくのかなというふうに考えるんですが、それが正しいか。それと中学校でもそういった支援員さんの何かがつくことがあるのか、教えてください。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 こちらにつきましては、通常の学級に入ってきたお子様について、知的障害であるからということで支援員が個別に1名つくというような形ではないです。ただ学校のほうとしても、学級に入っているからには小1支援員やいろいろな形で、個別対応という形でなくて学級全体で見るという中で、組織的にフォローするということはあります。

それから、いろんなアドバイザーなども学校を回っておりますので、その子を学校全体ですとか学級でどのように支えていったらいいかということのを助言し、学習支援員や小1支援員の方にも協力いただきながら、フォローするということはあります。

以上です。

本 田 委 員 中学校は。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 中学校も同様です。

本 田 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 状況によっては、知的障害じゃなくて肢体不自由とかの場合もあるので、通常学級に行って、肢体不自由のお子さんのそういった部分での支援が必要な場合は、つけている場合もございます。

本 田 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今報告がありましたけれども、電子申請の数を見ると、例えば小学校の就学支援委員会のところについては、かなり電子申請が多い形にはなっています。教育支援課長の報告にあったように、それこそ相談のハードルを下げていくことは非常に大事なことです。こういった部分では電子申請が始まって数が増えてきたということは、悪いことじゃないなというふうには思っているところです。ありがとうございます。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

初めに、協議事項1 令和7年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、資料12を御覧ください。本年度は中学校及び義務教育学校後期課程で令和7年度使用する教科書、そして令和7年度使用する特別支援学級の教科用図書の採択がございます。採択の手続について御協議をお願いいたします。

中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科書の採択までの手続ですが、まず、(1) 調査部会を設置し、今回文部科学省の検定を合格し、本区に送付される全ての教科書について調査し、調査結果をまとめていただきます。

次に、(2) 教育委員会が採択資料作成委員会に対して、教科書についての検討及び教科書採択の際の検討材料の一つとする報告書の作成を依頼し、教育委員会に提出を求めることとします。採択資料作成委員会の会議は非公開、会議録委員名については採択終了後に公開することといたします。

(3) 教育委員会8月の会で採択をし、こちらの会は公開で行います。

資料裏面を御覧ください。別紙1は、採択資料作成委員会の委員構成となっております。学識経験者が2名、区立学校の保護者代表が2名、区立学校長の代表が6名の計10名で構成いたします。

続いて、別紙2は、教育委員会より採択資料作成委員会委員長へ報告を求める文書でございます。

次の(3)につきましては、江東区立学校教科用図書調査研究基準でございます。内容の選択、構成分量、表記表現、使用上の便宜の4基準からなっており、これらの項目について全ての教科書の特徴について整理いたします。

恐れ入ります。資料12の1枚目にお戻りいただけますでしょうか。中段に記載しております採択に関する資料等についてでございます。教育委員会で教科書を採択する際に活用する資料について、中段にお示ししているとおりです。

次に、2、令和7年度に使用する特別支援学級の教科用図書の採択についてであります。特別支援学級で使用する教科用図書については、児童・生徒の障害や発達段階を考慮して、検定教科書のほか、文部科学省が著作権を有する教科用図書、さらに一般図書から教育委員会が採択することとなっております。特別支援学級の採択に関わる調査部会を設置し、その調査結果を基に教育委員会において採択をいたします。

次に、3、教科書展示についてでございます。教科書展示は、江東区教育センター内の教科書センターにおいて、5月31日から6月30日まで開催いたします。今回、令和7年度使用の小学校用教科用図書、中学校用教科用図書、特別支援学級用教科用図書だけでなく、現在高等学校で使用されている教科書の展示も行います。

なお、教科書展示につきましては、より多くの方々に見ていただくために、今回中学校の検定を合格した教科書の展示を区立図書館と連携し、

数か所の図書館で実施する予定です。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。3番の教科書の展示についてなんですけど、区独自展示と特別展示、法定展示、これは何がどう違うんでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 それぞれ場所によって展示する期間を設けておりまして、ちょっとこの都の特別と法定展示というところは、またお調べしてお伝えしますが、区独自のところにつきましては、教科書センター、また図書館などを用いて展示する期間を設けております。

本 多 教 育 長 基本的に決まっているんですね。国のほうで法定で何日間やらなきゃいけないというのが決まっているのと、さらに東京都がそれ以上にこれぐらいというのがあって、だからこの都特別展示という期間があるんですけど、江東区はさらに長くするために、区の特別展示期間というのを設けているので、この図を見ていただくと、日程が多少ずれているのが分かると思うんです。要するに、それぞれ延ばして、長く見ていただくような形にしているということです。

本当であれば法定展示だけやっていたらいいところもありますが、東京都で言われている部分を延ばしながら、区でさらに延ばしているということで、江東区としては、より多くの方々に見ていただくために展示期間を長くしているということで、その期間がちょっと分かりづらいですけど、そういうふうに分けてさらに長くすると御理解いただければいいかと。

安 部 委 員 中身に差異はないということですよ、結局。

本 多 教 育 長 そうです。教科書センターでずっと同じものを展示しているんですけど、期間をこれだけ長くしていますよということです。

安 部 委 員 なるほど。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

続いて、協議事項2 江東区立学校教科用図書採択資料作成委員会委員についてを議題といたします。本案は人事案件を扱う審議のため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、本審議を秘密会といたします。

それでは、本案について事務局より説明願います。

指導室長。

金指指導室長 恐れ入ります。資料13を御覧ください。先ほど、今年度実施いたします教科用図書採択について御審議、御可決いただきましたが、その中にございました採択資料作成委員会の委員について、江東区立学校教科用図書採択要綱第14条に従い、公正、公平かつ適切な方を事務局において候補者として選定いたしましたので、御説明いたします。

まず学識経験者ですが、若林彰氏、山崎洋史氏の2名でございます。

若林彰氏は、東京都において教員、指導主事、東京都教育庁指導部で主任指導主事、担当課長、多摩教育事務所で指導課長等を歴任され、公立小学校での校長を経験した後、大学教授等を経て、現在、有明教育芸術短期大学学長を務められております。専門分野は特別活動でございます。過去にも教科用図書採択資料作成委員として御尽力いただいております。

次に、山崎洋史氏は、様々な大学での講師や客員教授等を歴任され、現在、仙台白百合女子大学心理福祉学科特任教授を務められております。専門は教育心理学、臨床心理学で、若林氏同様、過去にも教科用図書採択資料作成委員として御尽力をいただいております。

両名ともに、教育について高い専門性と豊富な経験を持ちでございます。

区立学校代表保護者でございますが、中学校PTAより、深川第四中学校の戸田氏、東陽中学校の藤本氏の2名を推薦いただいております。日頃より、区立中学校の教育に多くの御支援と御理解をいただいております。

区立中学校長でございますが、栗生校長、齊藤校長、小林校長、金久保校長、福田校長、和田校長の6名でございます。区立中学校校長会等の役員や専門教科、江東区での経験年数がある校長で構成しております。

以上が採択資料作成委員会の委員候補者でございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。本件について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。
なお委員の氏名等につきましては、適正かつ公正な審議を確保するため、江東区立学校教科用図書採択要綱に規定する委員の任期の間は、非公開とすることといたしたいと存じます。

また、本来秘密会の会議録につきましては、江東区教育委員会会議規則の規定により非開示とすることとなっておりますが、委員の任期満了後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和6年第4回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。